

調布市郷土博物館の臨時休館について

調布市郷土博物館条例(昭和49年調布市条例第21号)第3条ただし書の規定により、調布市郷土博物館を下記のとおり臨時に休館する。

記

1 施設名

調布市郷土博物館

2 臨時休館日

令和8年3月3日(火)から同月19日(木)まで。ただし、調布市郷土博物館条例第3条第1号に定める休館日を除く。

3 理由

調布市郷土博物館の収蔵庫内の図書資料整理を実施するため。